

役員及び評議員の報酬等並びに  
費用弁償に関する規程

社会福祉法人武蔵野会

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人武蔵野会（以下「この法人」という。）の定款規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (5) 非常勤役員等とは、非常勤役員及び評議員をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬等を支給する。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、定款に定める金額の範囲以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、定款に定める金額の範囲以内とする。
- 3 この法人の常勤理事及び非常勤理事の役職に応じた一人当たりの報酬額・報酬総額は、別表「俸給表」に定めるとおり支給することができる。
- 4 この法人の全評議員の報酬総額は、定款に定める金額の範囲以内とする。
- 5 この法人の役員退任慰労金、退職記念品は、役員として任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給することができる。役員死亡により退任した者については、その遺族に支払うことができる。
  - ・役員退任慰労金算定式は、別表に定める。
  - ・退職記念品は、別表に定める範囲内を上限とし、業務に応じた退職記念品を支給することができる。
- 6 この法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて別表「俸給表」に定める役員報酬等を支給することができる。

#### **(費用弁償の支給)**

- 第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。
- 2 役員等には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。
  - 3 役員等が、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）等は実費として支給する。
  - 4 役員等が業務執行に必要な経費は実費を支給する事ができる。

#### **(報酬等の支給日)**

- 第6条 役員等の報酬等は、必要の都度支払うものとする。
- 2 役員等のうち、職員としての立場を有する者には、職員給与に報酬等を合算して支給することができる。

#### **(報酬等の支給方法)**

- 第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。
- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

#### **(公表)**

- 第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### **(改廃)**

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

#### **(補則)**

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

#### **附則**

- この規程は平成29年5月24日(評議員会議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。